

選抜等試験委員会設置に関する達

昭和 53 年 1 月 19 日
陸上自衛隊達第 21—18 号

改正 昭和 56 年 4 月 3 日達第 122—117 号 平成元年 1 月 27 日達第 21—18—1 号
平成 11 年 3 月 25 日達第 122—151 号 平成 12 年 3 月 27 日達第 122—158 号
平成 13 年 3 月 27 日達第 122—167 号 平成 14 年 2 月 27 日達第 122—172 号
平成 16 年 3 月 29 日達第 122—192 号 平成 20 年 3 月 28 日達第 122—225 号
平成 21 年 3 月 30 日達第 122—234 号 平成 22 年 3 月 25 日達第 122—243 号
平成 27 年 3 月 31 日達第 122—269 号 平成 27 年 9 月 29 日達第 122—271 号
平成 28 年 3 月 23 日達第 122—276 号 平成 29 年 3 月 24 日達第 122—283 号
平成 29 年 3 月 27 日達第 122—286 号 平成 30 年 3 月 27 日達第 122—291 号
令和 3 年 10 月 22 日達第 21—18—2 号 令和 5 年 3 月 27 日達第 21—18—3 号
令和 6 年 3 月 21 日達第 21—18—4 号

選抜等試験委員会設置に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 高品 武彦

選抜等試験委員会設置に関する達
(設置)

第 1 条 隊員からの一般幹部候補生(部内)、3 尉候補者、陸曹航空操縦学生、臨床検査技師課程学生、診療放射線技師課程学生、航空管制員課程学生、准看護師課程学生及び技術陸曹(部内)の選抜・選考、陸曹候補生の 3 曹昇任の試験並びに中堅陸曹共通識能評価試験(以下「選抜等」という。)を実施するため、選抜等試験委員会を設置する。

(委員会の所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、陸上幕僚長に意見を具申する。

- (1) 試験問題の作成及び審議に関すること。
- (2) 試験実施の要領に関すること。
- (3) 選抜等候補者の合格基準に関すること。

(委員会の組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長、全般委員 8 名及び職種委員 3 1 名をもって組織する。

- 2 委員長は、陸上幕僚監部人事教育部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、陸上幕僚監部人事教育部補任課長をもって充てる。
- 4 全般委員は、次の各号に掲げる陸上幕僚監部勤務者及び教育訓練研究本部勤務者をもって充てる。

(1) 陸上幕僚監部勤務者

ア 人事教育部補任課人事第 2 班長

イ 人事教育部人事教育計画課長の命ずる幹部自衛官 2 名

ウ 人事教育部補任課長の命ずる幹部自衛官

エ 装備計画部長の命ずる幹部自衛官 2 名

オ 衛生部長の命ずる幹部自衛官

(2) 教育訓練研究本部勤務者

教育訓練研究本部長の命ずる幹部自衛官

5 職種委員は、別表第 1 に掲げるところに従い、幹部自衛官又はこれに準ずる事務官等をもって充てる。

6 全般委員及び職種委員を補佐させるため、委員会に補助者を置くことができる。

7 全般委員、職種委員及び補助者を指名又は変更した場合、その指名者は委員長（補任課長気付）に階級及び氏名を通知するものとする。

（委員長等の任務）

第 4 条 委員長は、委員会の会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 全般委員は、別表第 2 に掲げる担任区分に従い、次の事務を所掌する。

(1) 試験問題の審議に関すること。

(2) 試験実施の要領に関すること。

(3) 選抜等候補者の合格基準に関すること。

4 職種委員は、別表第 3 に掲げる担任区分に従い、試験問題の作成及び採点の一部を担当する。

（委員会の招集）

第 5 条 委員会は、必要に応じ、委員長が所要の委員を招集して行う。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、陸上幕僚監部人事教育部補任課において行うものとする。

（委任規定）

第 7 条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

2 幹部昇任試験総合委員会の組織及び運営に関する達（昭和 36 年陸上幕僚監部達第 21—2 号）は、廃止する。

附 則（昭和 56 年 4 月 3 日陸上自衛隊達第 122—117 号）

この達は、昭和 56 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（平成元年 1 月 27 日陸上自衛隊達第 21—18—1 号）

この達は、平成元年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—151 号）

1 この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。（ただし書略）

2 この達施行の際、現に保有している旧様式 of 用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—158 号）

- 1 この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。(ただし書略)
附 則 (平成 13 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—167 号)
- 1 この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。ただし、第 1 条、第 2 条及び第 3 条の警務管理官に係わる改正規定、第 2 条の選抜等試験の受験機会を喪失した自衛官の処置に係わる改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式 of 用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。
附 則 (平成 14 年 2 月 27 日陸上自衛隊達第 122—172 号)
この達は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 16 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122—192 号抄)
- 1 この達は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 3 条から第 7 条までの規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この達の施行の際、現に保有している旧様式 of 用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。
附 則 (平成 20 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 122—225 号)
この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 21 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122—234 号)
この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 22 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—243 号)
この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。
附 則 (平成 27 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122—269 号)
この達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 27 年 9 月 29 日陸上自衛隊達第 122—271 号)
この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 28 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122—276 号)
この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122—283 号)
この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。
附 則 (平成 29 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—286 号)
この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—291 号)
この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。
附 則 (令和 3 年 10 月 22 日陸上自衛隊達第 21—18—2 号)
この達は、令和 3 年 10 月 22 日から施行する。
附 則 (令和 5 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 21—18—3 号)
この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (令和 6 年 3 月 21 日陸上自衛隊達第 21—18—4 号)
この達は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職種委員

職種委員を指名する者	職種委員数	備考	試験区分
各方面総監が指定する陸曹候補生課程教育担任の部隊の長	6名	各陸曹教育隊 1名	陸曹候補生の3曹昇任
		女性自衛官教育隊 1名	
中央管制気象隊長	1名		航空管制員課程学生
中央音楽隊長	1名		一般幹部候補生(部内)及び3尉候補者 (ただし、航空学校は陸曹航空操縦学生を、衛生学校は臨床検査技師、診療放射線技師、准看護師を含む。)
幹部候補生学校長	1名		
富士学校長	3名	普通科部 1名	
		特科部 1名	
		機甲科部 1名	
高射学校長	1名		
情報学校	2名	第1教育部 1名	
		第2教育部 1名 (英・露・中・韓)	
航空学校長	1名		
施設学校長	1名		
システム通信・サイバー学校長	1名		
武器学校長	1名		
需品学校長	1名		
輸送学校長	1名		
小平学校長	2名	会計科部 1名	
		警務科部 1名	
衛生学校長	1名		
化学学校長	1名		
高等工科学学校長	4名	社会、国語、理科、数学の各教官	
中央病院長	1名		その他
陸上幕僚監部人事教育部長	1名		
備考：補助者を指名する場合は、必要最小限の者をもって充てるものとする。			

別表第2（第4条関係）

全般委員の事務担任区分

種別	委員区分	陸上幕僚監部			教育訓練 研究本部
		人事教育部	装備計画部	衛生部	
一般幹部候補生（部内）		○	○	○	○
3尉候補者		○	○	○	○
陸曹航空操縦学生		○	○		
臨床検査技師課程学生		○		○	
診療放射線技師課程学生		○		○	
航空管制員課程学生（選抜）		○	○		
准看護師課程学生		○		○	
技術陸曹（部内）		○	○		
陸曹候補生の3曹昇任		○			○
中堅陸曹共通識能評価試験		○	○	○	○
備考：○印は、第3条第4項に掲げる当該部の委員全員を示す。					

別表第3 (第4条関係)

試験問題の作成担任区分

委員区分 試験区分	各方面総監が指定する陸曹候補生課程担任の部隊	中央管制気象隊	中央音楽隊	幹部候補生学校	富士学校			高射学校	情報学校		航空学校	施設学校	システム通信・サイバー学校	武器学校	需品学校	輸送学校	小平学校		衛生学校	化学学校	高等工科学校	中央病院	陸上幕僚監部人事教育部
					普通科部	特科部	機甲科部		第1教育部	第2教育部							会計科部	警務科部					
一般幹部候補生 (部内)			音楽 ●	●	普通	野特	機甲	高特	情報	(語学)英露中韓	航空	施設	システム通信	武器	需品	輸送	会計	警務	衛生	化学	○		小論文
3尉候補者			音楽 ●	●	普通	野特	機甲	高特	情報		航空	施設	システム通信	武器	需品	輸送	会計	警務	衛生	化学			
陸曹航空操縦学生											○ ●												
臨床検査技師課程学生																			○			○ ●	
診療放射線技師課程学生																			○			○ ●	
航空管制員課程学生																							●
准看護師課程学生																			○				●
技術陸曹 (部内)																							○ ●
陸曹候補生の3曹昇任	●																						●
中堅陸曹共通識能評価試験			音楽 ●	●	普通	野特	機甲	高特	情報		航空	施設	システム通信	武器	需品	輸送	会計	警務	衛生	化学			

注：1 「音楽」「普通」等は、職種問題を示す。
 2 ○は一般教養に関する問題、●は隊務に関する問題を示す